

1 2 月 1 3 日 ( 第 4 号 )

# 令和元年豊能町議会12月定例会議会議録目次

令和元年12月13日（第4号）

出席議員	……………	1
議事日程	……………	2
開議の宣告	……………	3
(常任委員会、特別委員会委員長報告・質疑・討論・採決)	……………	3
第55号議案	豊能町森林環境譲与税基金条例制定の件	
第56号議案	豊能町事務分掌条例改正の件	
第57号議案	職員の管理職手当に関する条例改正の件	
第58号議案	豊能町下水道条例改正の件	
第59号議案	豊能町消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例改正の件	
第60号議案	豊能町立幼稚園条例改正の件	
第61号議案	豊能町土地開発基金条例廃止の件	
第62号議案	令和元年度豊能町一般会計補正予算の件	
第63号議案	令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第64号議案	令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第65号議案	豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件	
第66号議案	令和元年度豊能町一般会計補正予算の件	
第67号議案	令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件	
第68号議案	令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件	

町 長 あ い さ つ .....	1 1
散 会 の 宣 告 .....	1 2

## 令和元年豊能町議会 12月定例会議会議録（第4号）

年 月 日 令和元年12月13日（金）

場 所 豊能町役場議場

出席議員 12名

1番	長澤 正秀	2番	田中 龍一
3番	中川 敦司	4番	寺脇 直子
5番	管野英美子	6番	永谷 幸弘
7番	井川 佳子	8番	小寺 正人
9番	秋元美智子	10番	高尾 靖子
11番	西岡 義克	12番	川上 勲

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	塩川 恒敏	副 町 長	池上 成之
教 育 長	森田 雅彦	総 務 部 長	内田 敬
生活福祉部長	上浦 登	建設環境部長	上畑 光明
教 育 次 長	八木 一史		

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	東浦 進	書 記	立川 哲也
書 記	田中 尚子		

## 議事日程

令和元年12月13日(金) 午後1時00分開議

- 日程第 1
- 第55号議案 豊能町森林環境譲与税基金条例制定の件
  - 第56号議案 豊能町事務分掌条例改正の件
  - 第57号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
  - 第58号議案 豊能町下水道条例改正の件
  - 第59号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件
  - 第60号議案 豊能町立幼稚園条例改正の件
  - 第61号議案 豊能町土地開発基金条例廃止の件
  - 第62号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
  - 第63号議案 令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件
  - 第64号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
  - 第65号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
  - 第66号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
  - 第67号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
  - 第68号議案 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件

開議 午後1時00分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1「第55号議案から第68号議案」までを議題といたします。

これに対する各常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会、長澤正秀委員長。

○総務建設常任委員会委員長（長澤正秀君）

それでは、令和元年12月定例会議総務建設常任委員会の報告をさせていただきます。

令和元年12月5日木曜日午前9時30分に開会いたしました。出席委員は、川上副委員長、田中委員、中川委員、寺脇委員、管野委員、そして委員長の長澤の6名でございます。委員外出席者は永谷議長でございます。

では、令和元年12月定例会議付託案件について報告をいたします。

初めに55号議案、豊能町森林環境譲与税基金条例制定の件でございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしまして、国から入る金額は、初年度約200万円とのことだが、5年間ではどのようになるのかという質問に対しまして、国の森林環境譲与税の予算は、本年度が200億円で、その後ふえていくという試算をしていますので、その割合に合わせて町に入る金額もふえていくと考えていますという答弁でした。

森林環境譲与税は、5年間という位置づけかという質問に対しまして、森林環境譲与税は、5年経過後も引き続き交付されま

す。令和6年度までは国が借り入れして、町に交付しますが、その後は森林環境税として各個人から徴収されたものが一旦国に集められ、それを森林環境譲与税として町に交付しますという答弁でした。

森林の整備、その促進に関する施策の財源とあるが、具体的にどのようなことを想定しているかという質問に対しまして、所有者が不明の森林の調査や干ばつを行い、豊能町の森林が維持できるように使っていきたいと考えていますという答弁でした。

所有者不明の森林の調査はどのように行っていくのかという質問に対しまして、府や森林組合と協力しながら、府の整備した林班図をもとに所有者を確定していきたいと思っていますという答弁でした。

戸知山の管理にもこの基金は使えるのかという質問に対しまして、私有林が対象となっていますので、私有林を中心に行っていきたいと思っておりますという答弁でした。

討論なし、採決挙手全員、可決いたしました。

第56号議案、豊能町事務分掌条例改正の件でございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしまして、現在の組織から新しい組織に変えるとどのようなメリットがあり、どのようなデメリットが解消できるのかという質問に対しまして、全員協議会の資料の豊能町組織構図に記載されている組織改編の目的が改善点であり、デメリットを解消するものと考えていますという答弁でした。

徴収室や公共建築室など「室」は、全庁的にまたがることを取りまとめするのかという質問に対しまして、徴収室は、税だけでなく、国民健康保険料を一括徴収しますし、新たに設置する公共建築室は、町全体の公共施設に携わりますので、そういった

部分で全庁的にまたがって業務を行うということになりますという答弁でした。

新たに室をふやした理由は、全庁的なことを見るということかという質問に対しまして、室を設置した目的は、職務の明確化と職員のモチベーションアップが一番の目的になりますという答弁でした。

縦割り行政を解消する手だてでは何かあるかという質問に対しまして、自分の課の業務が他の課にも関係する場合は、現在も横との連携をとりながら行っていますという答弁でした。

住民部は、現状のそれぞれ異なる3つの部の課から構成されているが、なぜこのようになったかという質問に対しまして、業務の平準化ということから、どことも交わりにくい課ということで、住民部にまとめさせていただきましたという答弁でした。

行財政改革プラン2019まち・ひと・しごと創成総合戦略、企業版ふるさと納税は、組織図で言うと、どこの位置づけになるかという質問に対しまして、行財政改革プラン2019は、行財政課が担当し、まち・ひと・しごと創成総合戦略、企業版ふるさと納税は、まちづくり創造課が担当することになりますという答弁でした。

教育次長から、こども未来部長になれば、どのように変わるのかという質問に対しまして、教育次長は、職名のため部長になっても立場や職務内容が変わることがありませんという答弁でした。

討論なし、採決、挙手全員、可決いたしました。

57号議案、職員の管理職手当に関する条例改正の件でございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしまして、まちづくり調整監は、機構図でどこに配置されるのかという質問に対しまして、まちづくり調整監は、

組織ではなく、職名のため、組織図には載せません、町長の特命部長になります。まちづくり創造課の上に配置することになりますが、まちづくり創造課の業務だけでなく、町長の特命事項について横断的に所掌する部長になりますという答弁でした。

副町長とはどう違うのかという質問に対しまして、副町長は、町全体のことを見ますが、まちづくり調整監は、町長の特命事項だけを所掌することになりますという答弁でした。

討論なし、採決、挙手全員、可決いたしました。

第58号議案、豊能町下水道条例改正の件でございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしまして、大阪府下水道協会は、どのような組織かという質問に対しまして、全国下水道協会の下部組織で、府下の下水に関する業務を行っています。事務局は堺の上下水道局の下水道担当の方がされており、各市町村に関する問い合わせを受けていますという答弁でした。

一元化することによる町にとってのメリットとデメリットは何かという質問に対しまして、メリットは、事務に係る職員の負担が軽減されることです。デメリットは、1人当たり3,000円の登録料が本町に入らなくなることです。

討論なし、採決、挙手全員、可決いたしました。

第59号議案、豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件でございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしましては、この改正による影響額は幾らかという質問に対しまして、報酬の影響額としては、平成31年度当初予算と比較して、約115万円の増となり

ます。

ただ、定数減による影響額が約マイナス97万円ありますので、予算全体で言いますと、約18万円の増となりますという答弁でした。

退職報償金の金額は変更しないのかという質問に対しまして、退職報償金は、消防団で長く活躍された方の功労に対して支給されるものです。金額は、法律の施行令で定められている上限額をそのまま規則に引用しています。近隣の他の団体につきましても施行令で定めている上限額と同額としていますという答弁でした。

報酬の見直しは何かのタイミングで見直すのではなく、何年間に一度見直すようにすればよいのではないのかという質問に対しまして、年に一度見直す、何年に一度見直すということは特に決めていません。他の各団体の状況というものは、毎年手元に入ってきますので、その状況を見ながら改正すべきときは提案していきたいと思えますという答弁でした。

待遇を改善したことを広報して、団員の定員をいっぱいになるまで努力すべきではないのかという質問に対しまして、報酬が上がったことを積極的に広報するのか、まだ決まっていますが、団員になっていただくように広報することは常時行っています。少子高齢化の状況もあり、なかなか団員が入ってこないのが現状です。引き続き広報は行っていきたいと思えますという答弁でした。

討論なし、採決、挙手全員、可決いたしました。

第61号議案、豊能町土地開発基金条例廃止の件でございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしましては、条例には基金の額は5,190万円とするとあるが、なぜ1

億3,697万円あるのかという質問に対しまして、平成3年か4年に土地開発基金を積み立てるといふ交付税措置がありましたので、基金残高がその金額になっていますという答弁でした。

この条例が間違っているということはないかという質問に対しまして、この基金の定額の運用基金になりますので5,190万円を運用するという目的でつくられた条例になります。基金を積み増しする分には、条例改正の必要がありませんので、どのように運用するかが決まらないままにその当時、基金の積み増しを行ったため、条例上、金額と実際の残高が異なっていますという答弁でした。

基金の運用収益は、1億3,697万円の中に入っているのかという質問に対しまして、平成30年度決算でも運用収益として、7,000円をこの中に入れてあります。運用収益については、補正予算で積み立てを行っていますという答弁でした。

土地開発基金の役割は何か、また廃止の理由が社会経済情勢の変化ということだが、どういったものかという質問に対しまして、西地区や希望ヶ丘で開発が進み、公共用地が必要となったときに、この基金を活用して、即座に土地が購入できるようにということで設置されましたが、ここ近年は財政的なこともあり、新たに土地を取得して、そこに何かを建てるという目的がほぼなくなったため、基金を活用することがありませんでしたというのが答弁でした。

府下の住宅地は下げどまって、反転する状況だが、このタイミングで条例を廃止することをどう考えているのかという質問に対しまして、この基金の目的は、公共用地として土地を必要なときに基金を利用し、購入するということであって、土地自体の運用益を目的としているものではありません

ん。これから新たに土地を購入し、施設を建てるということは当面ありませんので、廃止いたしましたという答弁でした。

土地の取得が必要になってきた場合には、この基金がなくても事前に先行して土地を購入することができるのかという質問に対しまして、この基金の目的は、一般会計予算を通さず、土地を購入できるようにすることです。この基金を廃止しても、土地の購入が必要になった場合は、一般会計に予算計上して購入することが可能です。また、この基金を利用して購入するかどうかにかかわらず、5,000平方メートル以上の土地を購入する場合には、議会の議決が必要になりますという答弁でした。

討論なし、採決、挙手全員、可決いたしました。

第62号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件、関係部のみでございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑なし、討論なし、採決、挙手全員、可決いたしました。

第65号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件でございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑といたしまして、国の法律改正によるもの以外に、町独自の改正はあるかという質問に対しまして、国も同様にしていますが、任期つき職員の昇給ができるように改正しましたという答弁でした。

これからの町財政状況を考えると、第三者委員会や審議会の設置を検討してはどうかという質問に対しまして、地方公務員法で情勢適応の原則、均衡の原則に応じ、給与を決定しなければならないとなっており、その原則をもとに行われるのが人事院勧告になります。その人事院勧告に基づいて、国の給与法も改正されますので、今後、人事院勧告に準じ、給与改定を行っていき

いと考えていますという答弁でした。

平均改定率0.1%は、金額のことかという質問に対しまして、平均改定率0.1%というのは、給与表の全体の改定率になりますという答弁でした。

この改定による影響額が幾らかという質問に対しまして、給与表の改定によるものが全会計で約45万円、期末勤勉手当が約345万円、住居手当につきましては下がる職員もいますが、全員が上がると仮定しますと、約34万円になりますという答弁でした。

給与表で200円増額になっているところがあるが、なぜ200円なのかという質問に対しまして、民間企業実態調査に基づいて、国が改定した給与表に倣っています。民間では初任給の上げ幅が大きくなっていますが、40歳ぐらいからは上げ幅が少なくなっているということから、それに準じて上げ幅を決定していますという答弁でした。

討論なし、採決、挙手全員、可決いたしました。

第66号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件でございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑なし、討論なし、採決、挙手全員、可決いたしました。

第68号議案、令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件でございます。

提案説明は省略させていただきます。

質疑なし、討論なし、採決、挙手全員、可決いたしました。

以上でございます。

午前11時29分に閉会いたしました。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（永谷幸弘君）

次に、福祉教育常任委員会、秋元美智子

委員長。

○福祉教育常任委員会委員長（秋元美智子君）

福祉教育常任委員会報告をさせていただきます。

当委員会は、令和元年12月6日、午前9時30分より、委員6名全員、またオブザーバーとして管野副議長出席のもと開催いたしました。

当委員会に付託された5議案の主な質疑内容を報告させていただきます。

第60号議案、豊能町立幼稚園条例改正の件は、条文中から「ただし子供のための教育、保育料給付が必要と認めた場合は、別表の預かり保育料ゼロ円とする」の一文を削除するもので、この改正に伴う利用者の不利益はないとのことでした。

また、別表6の第6条について質問があり、教育時間終了とはおおむね午後2時のことで、春・夏・冬休みの休業日は幼稚園が定め、預かり時間は、土日を除く9時から15時との答弁でした。

討論なし、挙手全員で可決いたしました。

第62号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件、関係部分のみとなります。

17ページの住基ネット運営事業、業務委託料は、平成から令和へ改元による改修費用が不要となったものです。

また、19ページの母子健康増進事業の業務委託料は、マイナンバー制度によってシステムを改正するもので、質問として、11月から自治体クラウドの共同化がスタートしたが、いつから分担金に変わるかとの質問があり、これに対して答弁は、分担金ではなく、一つ一つの業者との契約になり、委託料を払うことになる。分担金か委託料かの違いはあっても、クラウドによる共同化の財政効果は十分に上がっていると考えていますとのことでした。

20ページの中学校管理事業512万6,000円が繰越明許費に計上されていることについて、なぜ年度内に完了しないのか、最初から工期はわかっていたのではないかと質問がありました。答弁は、新たな改修工事で今回補正するものです。工事終了を9月と見込んでいる。工事も業務委託も入札を予定しており、予算認定後着手したい。当初予算では間に合わないのので、予算の繰り越しは必要なことから、繰越明許費を計上しているとのことでした。

討論なし、挙手全員で可決いたしました。

第63号議案、令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件は、外国人の受け入れをスムーズにし、かつ不正を防ぐためのシステムを改修するもので、43万8,000円の業務委託料は、全額特別調整交付金歳入となっています。ちなみに、豊能町の国民健康保険に加入している外国人の方は、平成30年度4月1日現在、25世帯、32名とのことでした。

討論なし、挙手全員で可決いたしました。

第64号議案、令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件では、介護給付費準備基金積立金、1億1,336万3,000円は、全体の何%に当たるかとの質問に対し、答弁は、介護保険料の歳入額は約6億円となっているので、約18%に当たるとのことでした。

これに対して、取り過ぎという認識はないかとの質問がありました。答弁は、介護保険料の周期は3年を1期として計算しており、平成30年、令和元年、令和2年の保険料は、平成29年度に人口流動などの集計を行って算定したもので、その時点のことから考えると取り過ぎという思いは持っていない。今後、介護給付が増加すると保険料も上がっていく、基金積立金は2025年に向けて抑制につなげたい。基金が

ふえていくようであれば、予防介護等につなげ、結果として保育料の抑制につなげたいとのことでした。

また、今回認定されると、基金積立金は、5億4,478万2,476円となります。これに対して、積み立ての目標額はあるかとの質問に答弁は、第7期計画では、超高齢化に備えて、介護基金から取り崩しは行わず、今後の急激な保険料の上昇を調整する費用として積み立てることを明記している。今後については注視つつ、第8期について策定に当たるとのことでした。

討論なし、挙手全員で可決いたしました。

第67号議案、令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件は、人事院勧告に基づいて、関係職員の給与等を引き上げるもので、PDCAの結果の提案なのかとの質問に、答弁はPDCAに関しては事業評価からの見直しを行っている。これまでどおり人事院勧告を尊重していくとのことでした。

また、職員等の話し合いの結果による提案なのかとの質問に、答弁は、職員組合には合意を得ている。町長、副町長の特別職には報告し、提案するものであるとのことでした。

討論では、慎重かつ根本的な判断がさらに必要と考え反対するとの反対討論がありました。挙手多数で可決いたしました。

以上、簡単雑駁ではございますが、福祉教育消防常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

審議がスムーズに行われるということと、委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の委員各位の質疑は差し控えていただきますよう、お願い申し

上げます。

第55号議案から第68号議案までの14件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

西岡義克議員。

○11番（西岡義克君）

それでは、まず56号議案、豊能町事務分掌条例に対する賛成討論をいたします。

豊能町事務分掌条例は、積極果敢な条例制定でございます。職員にとってまちづくり施策を担う新たな組織の設置による業務の平準化により、より効率的な行財政運営がなされ、結果、職員の仕事の軽減化が図られると同時に住民のサービスの向上につながるということを期待いたしたいと思いをいたします。

また、まちづくり創造課の部署において、より多くの住民参画プランを企画、実行され、住民との協働したまちづくりに拍車をかけ、元気で明るい町行政に向けて邁進していただくことを期待いたしまして、賛成討論といたします。

続いて、第57号議案、職員の管理職手当に関する条例改正の件に対する賛成討論をいたします。

まちづくりは人づくりであり、国づくりであります。教育力日本一を目指す豊能町としては、非常にタイムリーな条例改正であると思いをいたします。

加えて、こども未来部長の創設は豊能町の長期ビジョンの達成に向けた的確な対応であると思いをいたします。部長手当に負けない多面的対応で、根本的施策をアトランダムに実行していただきたいと思いをいたします。

そして、人間学を根本施策として、生き

がいのある文化の香りの高いまちづくりに向け、取り組むことをお願いいたしたいと思います。

子供にはツケを残さず、夢を残す、そして我々は子供とともに未来を生きる、そんなまちづくりに向けて精進していただくことを万禱し、賛成討論いたします。

続いて、第65号議案、豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件に対する反対討論をいたします。

今回の人事院勧告に関しては、特別職の町長、副町長、教育長の三役と同時に議員も人勧に準じた議案提案をしておりません。もとより人勧は、特別職、議員には全く関係のない人事案件であり、これまでの人勧に準じた議案提案が非常識きわまりないのであり、恥ずべき行為でありましたが、今回はそれがなく、議員として職員の給与に関し、中立かつ公正な判断ができるわけでございます。

そして、人事委員会を置かない地方公共団体にあつては、議会及び町において、地公法第13条、平等取り扱いの原則を基本に、第14条に定める情勢適応の原則に従って、適切な処置をとるべきであると思っております。

ただ、議会、町は、決議機関であつて、人事委員会のように人事行政に関する専門的中立機関ではありません。特に、議員は私も含め人事行政に関しては勉強不足であります。

そこで、人勧を参酌してまちづくりの根幹をなす持続可能な財政状況に関して検証してみました。そして、町民からの信託を受け選ばれし議員として、職員が町民からそれぞれの職務を通じて、町民生活を支えているという深い理解が得られているか否かの判断を決議しなければならないと思っております。

そこで、持続可能な財政運営に関してみれば、町は自主財源である徴税の減少、加えて、不安定な依存財源に頼る財政基盤にございます。また、豊能町の行政の道しるべである監査委員の意見書は6年連続自主財源の確保と人件費の抑制、事務の効率化を提唱しており、30年度はさらに加えて職員の発想の転換まで進言されております。

さらに経常収支比率101.2%は、前代未聞の財政硬直化の情勢であります。

議員諸公の質問にあるように、このままではまちはなり立っていきません。豊能町消滅自治体まっしぐらという緊急事態であります。今まさに入るを量りて出づるを制する緊急事態であります。そして、出づるを制する中核をなす人件費の抑制は自明の理であります。

このようなまちの財政危機の情勢では職員が町民からそれぞれの職務を通じて町民生活を支えているという深い理解は得られません。

よって、第65議案並びに関連する66号議案、67号議案、68号議案も同様に反対いたします。

財政再建、持続可能なまちづくりに向け、議員諸侯の反対の御同意をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（永谷幸弘君）

ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

第55号議案「豊能町森林環境譲与税基金条例制定の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第55号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第56号議案「豊能町事務分掌条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第56号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第57号議案「職員の管理職手当に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第57号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第58号議案「豊能町下水道条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第58号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第59号議案「豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決するこ

とに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第59号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第60号議案「豊能町立幼稚園条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第60号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第61号議案「豊能町土地開発基金条例廃止の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第61号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第62号議案「令和元年度豊能町一般会計補正予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第62号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第63号議案「令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第63号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第64号議案「令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

○議長(永谷幸弘君)

起立全員であります。

よって、第64号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第65号議案「豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(多数起立10:1)

○議長(永谷幸弘君)

起立多数であります。

よって、第65号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第66号議案「令和元年度豊能町一般会計補正予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(多数起立10:1)

○議長(永谷幸弘君)

起立多数であります。

よって、第66号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第67号議案「令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」に対す

る委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(多数起立10:1)

○議長(永谷幸弘君)

起立多数であります。

よって、第67号議案は委員長報告のとおり可決されました。

第68号議案「令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件」に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

(多数起立10:1)

○議長(永谷幸弘君)

起立多数であります。

よって、第68号議案は委員長報告のとおり可決されました。

以上で、本定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会議は、本日で閉会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(永谷幸弘君)

異議なしと認めます。

よって、本定例会議は本日で閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本定例会議の閉会に当たり、町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長(塩川恒敏君)

皆さんこんにちは。

閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、今月の2日から本日に至るまで12日間にわたりまして開催をいただ

きました。この間、議員様におかれましては、私どもが提案させていただいた議案に対し、慎重に御審議を賜り、決定いただきましたことをまことに御礼を申し上げます。

今議会におきましては、議員の皆様から御意見、御指摘をいただきました。今後十分に留意しながら、町政運営のほうに取り組んでまいりたいと思います。

ことし間もなく年末でございますけれども、新たな年号がスタートをし、その年末を迎えるに当たりまして、議員様各位におかれましては、この1年間本当に大変御指導と御鞭撻、そして御支援を賜りまして、ありがとうございました。

最後になりましたけれども、議員の皆様、そして町民の皆様におかれまして、健康に十分御留意をいただき、そして新たな新年を御家族とともによいお年をお迎えをいただきますよう祈念させていただきますまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（永谷幸弘君）

これをもって、令和元年豊能町議会12月定例会議を閉じ、散会といたします。

大変に御苦労さまでございました。

散会 午後1時44分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 5 5 号議案 豊能町森林環境譲与税基金条例制定の件
- 第 5 6 号議案 豊能町事務分掌条例改正の件
- 第 5 7 号議案 職員の管理職手当に関する条例改正の件
- 第 5 8 号議案 豊能町下水道条例改正の件
- 第 5 9 号議案 豊能町消防団員の定員、任免、給与、服務等  
に関する条例改正の件
- 第 6 0 号議案 豊能町立幼稚園条例改正の件
- 第 6 1 号議案 豊能町土地開発基金条例廃止の件
- 第 6 2 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 6 3 号議案 令和元年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算  
の件
- 第 6 4 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 6 5 号議案 豊能町一般職の職員の給与に関する条例改正の件
- 第 6 6 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 6 7 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 6 8 号議案 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 10番

同 11番